

(特定株式等の評価－純資産価額方式－)

[Q15] 特定株式等を純資産価額方式により評価する場合には、どのように計算するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等の価額は、課税時期の時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」によることができます。

純資産価額方式により評価する特定株式等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」については、課税時期における評価対象法人の各資産を特定非常災害発生日において保有していた特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木（以下この間において「動産等」といいます。）とそれ以外の資産に区分し、特定地域内にあった動産等についてのみ、その課税時期の状況が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして、課税時期における相続税評価額を「直後価額」に置き換えて評価通達 185((純資産価額))に定めるところにより評価した1株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算します。

(注) 1 評価対象法人が課税時期前3年以内に取得又は新築した特定地域内にあった土地等並びに家屋及びその附属設備又は構築物の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額ではなく、「直後価額」によります。

2 評価対象法人が課税時期に保有していた動産等を特定非常災害発生日前に売却している場合には、そのような動産等の価額は、原則どおり課税時期における相続税評価額によることとなります。

一方、特定非常災害により滅失した動産等については、特定非常災害発生日に保有していたと認められますので、その価額は「直後価額」によることとなります。

3 特定非常災害により動産等が滅失又は毀損したことによって損害保険金請求権が発生した場合には、その動産等を「直後価額」によって評価したものを純資産価額に計上し、その損害保険金請求権については純資産価額には計上しません。

総資産価額のイメージ（相続税評価額ベース）

(科目) (相続税評価額)		(科目) (相続税評価額)	
金銭・有価証券	—	金銭・有価証券	—
土地等	特定地域内	土地等	特定地域内
	特定地域外		
家屋等	特定地域内	家屋等	
	特定地域外		
他の動産等	特定地域内	他の動産等	
	特定地域外		

(参考) 【設例】

(前提) 評価対象法人の課税時期における資産等の状況

(単位：万円)

科目	資産			負債	
	相続税評価額		帳簿価額	相続税評価額	帳簿価額
	課税時期	特定非常災害発生直後			
現金預貯金	1,000	1,000	1,000	(内訳は省略)	
土地(特定地域内)	7,000	5,000	2,000		
土地(特定地域外)	3,000	3,000	1,000		
建物(特定地域内)	5,000	2,000	2,000		
その他	1,000	1,000	1,000		
合計	17,000	① 12,000	② 7,000	③ 2,000	④ 2,000

※ 特定非常災害発生日は平成28年4月14日
 相続税の課税時期は平成27年11月5日
 相続税の課税時期現在の発行済株式数 10,000株
 資産は全て特定非常災害発生日においても保有

(計算)

1 評価差額に対する法人税額等相当額の計算

$$(\text{①} - \text{③}) \quad (\text{②} - \text{④})$$

$$(10,000 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円}) \times 0.38 \text{ (注)} = 1,900 \text{ 万円} \dots \text{⑤}$$

(注) 相続税の課税時期における評価通達186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))に定める率とする。

2 1株当たりの純資産価額の計算

(①) (③) (⑤)

$(12,000 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 万円} - 1,900 \text{ 万円}) \div 10,000 \text{ 株} = 8,100 \text{ 円}$

【関係法令等】

措置法第69条の6、第69条の7

措置法施行令第40条の2の3第3項第2号

措置法通達69の6・69の7共-4

評価通達185、186-2